

合同会社ビバース 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8 年 10 月 1 日 ～ 令和 13 年 9 月 30 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率 15%以上

女性社員・・・女性社員全体について、取得率 75%以上

<対策>

- 令和 8 年 10 月～ 育児・介護休業法に基づく育児休業等や産前産後休業等の諸制度、社会保険料免除、育児休業給付金等の制度の情報提供や周知を図っていく。

目標 2：小学校就学前の子を持つ社員を対象とする始業終業時刻の変更制度を小学校修了までの子を持つ社員にまで拡大する

<対策>

- 令和 8 年 10 月～ 規程を整備する
- 令和 8 年 11 月～ 制度を導入する
社員への周知を図っていく

目標 3：小学校 3 学年修了までの子を持つ社員を対象とする子の看護等休暇制度を小学校修了までの子を持つ社員にまで拡大する。

<対策>

- 令和 8 年 10 月～ 規程を整備する
- 令和 8 年 11 月～ 制度を導入する
社員への周知を図っていく